

平成 19 年度文部科学省委託事業
青少年を取り巻く有害環境対策の推進
実践報告書

熊本県青少年を取り巻く有害環境対策実行委員会

熊本県 P T A 連合会

ごあいさつ

インターネットなどの新しいメディアは、その利便性や有効性が認められ教育機関でも様々な形で活用が進められています。

しかしながら、近年の情報化社会の急速な発展に伴い、インターネット上には、暴力、性、薬物及び自殺等の有害情報が氾濫するとともに、出会い系サイトに起因する犯罪被害、掲示板やメールを悪用したいじめ等が多発しています。

4年前から、文部科学省の委託を受け熊本県PTA連合会を中心に実行委員会を設置し、「青少年を取り巻く有害環境対策」事業に取り組みました。取り組みの効果を高めるため、委員会にはマスコミ、通信企業、学識者、警察、知事部局、教育委員会、学校教育関係者、県P連、高P連、私学振興協議会の代表に参加いただきました。

初年度は、インターネットの「光」と「影」の両面を、親子で理解することが先決と考えフォーラムや講演会、啓発チラシの配布を実施し、メディアに対する対応意識高揚に努めました。

2年目は、実態調査を行い現状把握と問題点を抽出しました。そして3、4年目、事業に留めず青少年を取り巻く有害環境対策とは何か、継続的な取り組みこそ重要との結論に至りました。

4年間委託を受けることにより、講演会やフォーラム、啓発チラシの作成配付は継続実施し、保護者・児童生徒への意識の高揚に役立っています。

一つめの県下の有害環境の現状を把握することは、今後も継続して取り組むことにいたします。そして、実態調査の結果、得られた有害情報は、今後も県の青少年育成県民会議、県警等の協力を得て問題解決への取り組みを効果的に進めさせていただくことにしました。

この4年間で全ての目的を達成し得た訳ではありませんが、対策事業を進める中で得られた経験を活用することは「青少年を取り巻く有害環境対策」になると考えています。4年間の集大成で事業実践報告書を作成することで、「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」がさらに皆様にとって役立つことが出来れば幸いです。また、本事業において得られた実践経験を、県P連を中心に今後も役立てて参りたいと思っています。

最後に、この事業を実施するにあたり、ご協力いただいた関係機関や実行委員会の皆様に厚く御礼申し上げます。

熊本県青少年を取り巻く有害環境対策実行委員会

実行委員長 曾我邦彦

目 次

はじめに

I	事業の概要	
1	趣旨	3
2	事業内容	3
II	事業実施上の基本的な考え方	4
III	事業の実際	5
1	実行委員会	5
(1)	第1回実行委員会	
(2)	第2回実行委員会	
(3)	第3回実行委員会	
2	メディア対応能力育成事業	6
(1)	目的	
(2)	講座参加者の募集について	
(3)	講座の内容と流れ	
(4)	講座の講師	
(5)	「親子で学ぼう情報メディア」講座の実施状況	
(6)	講座報告	
3	啓発活動事業	11
(1)	啓発フォーラム	
(2)	啓発用チラシの作成と配布	
(3)	本事業の報告書を作成し、関係機関等へ配布	
(4)	モデル地区指定の実施	
IV	事業を終えて	18
1	事業の成果	18
(1)	メディア対応能力育成事業について	
(2)	啓発活動（フォーラム）について	
(3)	関係機関の連携の強化について	
2	今後の課題	19
V	資料	20
	・ 実行委員会設置要項	
	・ 実行委員名簿	
	・ 啓発用チラシ	

I 事業の概要

1 趣 旨

昨今の青少年を取り巻くメディア上の有害情報は、子どもたちの健全育成に大きな影響を及ぼしている。その対策を推進するために関係者からなる実行委員会を組織し、子どもや保護者を対象としたメディア対応能力育成事業や啓発活動事業など有害情報から青少年を守る取り組みを実施する。今年度は特に携帯電話の子どもたちの利用状況について昨年度の調査と比較しながら、さらに今後考えられる課題について検討を行う。

2 事業内容

有害環境対策の推進を図るため、各関係機関との連携を深め、次のような事業を実施する。

(1) 実行委員会の開催

- 県内の現状について把握するとともに各関係機関による取り組みの情報共有化を図り、相互のさらなる連携を図る。
- 本事業の推進方法について協議するとともに、年度内における本事業の成果を報告し、それぞれの機関において広報啓発を行う（年3回実施）。

期 日	場 所	主な内容
平成19年7月26日	熊本県総合福祉センター	・事業の概要説明
平成19年12月3日	熊本県総合福祉センター	・事業の経過報告
平成20年2月13日	熊本県総合福祉センター	・事業の反省

(2) 地域で有害な情報から青少年を守る取り組み

- ア 中学生を対象とした有害なメールの実態調査とその対策に関する活動。

(3) メディア対応能力育成事業

- ア モデル地区（単位PTA）を指定し、5回程度の講座を開催し、親と子ども、更に地域を含めたメディア対応能力及び意識の向上を図る。指導者として、現場教師とPTAの保護者を活用。
- イ 子どもと保護者を対象にした講座の実施。（県内5ヶ所程度）

(4) 啓発活動事業

- ア 有害環境対策推進フォーラムの実施
モラル意識の向上と、携帯電話を中心としたメディアのこれからの在りかたについて警察・有識者・PTA関係者・教師・によるパネルディスカッション等を実施。
- イ 保護者や子ども向けのリーフレットを作成し配布するとともに、事業成果をまとめた報告書を作成。

II 事業実施上の基本的な考え方

本事業は平成16年度から熊本県PTA連合会が中心になって実行委員会を立ち上げて本年度で4年目を向かえる。当初2カ年は、子ども達を取り巻く有害図書等に対する実態調査や対策、ネット社会における利便性と有害性の意識の向上について一定の成果を上げた。そして3年目から携帯電話における利用状況と今後の課題についてモデル事業とフォーラムを中心に調査と検討を重ねた。今年度は更に同様の調査を進め、携帯電話についての親の意識と子どもの意識の違い・子どもの生活や学校生活における影響・本県と全国の比較など様々な観点から考察を重ねた。また、実行委員会のメンバーに携帯電話3社を加えフィルタリングの必要性や契約時における子どもと親の状況について協議を重ねた。

主な内容は以下のとおりである。

- 1 PTA組織を活用し、多くの保護者への啓発を図る。**
PTAの研修の機会を利用することで、多くの保護者への啓発を図る。
- 2 保護者と子どもが共に学ぶ場を設ける。**
情報活用能力や対応能力を学ぶ講座を実施し、親子が共に学び意見を交換しながら、インターネットや携帯電話の使い方について、携帯大手3社からも参加してもらい、今後の携帯電話やインターネットの利用方法とフィルタリングの啓発・メールの利用方法・掲示板の書き込みやいじめにつながるようなメールの実態に対する対処や、モラル、エチケットについて学習を行う。
- 3 関係機関と連携を密にして事業を実施する。**
PTAの組織だけでなく、学校教育関係者や携帯電話3社、警察、青少年健全育成の担当部局等と連携を図り、それぞれの情報を共有することで事業の効果が上がると考えて実行委員会を組織した。啓発リーフレットの作成についても、県の条例改正や携帯電話の有害情報やモラル意識をわかりやすく盛り込むよう、実行委員会から多くの意見を収集し反映させた。
- 4 情報メディアの光の部分と影の部分をしっかりと認識すること。**
現代社会でのインターネットや携帯電話の普及の中で、子どもにその利用を止めさせることはむしろ時代に逆行することになる。そこで、メディアの利便性と有害性について正確に認識することが必要である。モデル校（単位PTA）ならびに講座やフォーラムの開催においては関係機関、携帯電話会社などの参加を求めて利便性についても十分説明してもらうよう努める。

Ⅲ 事業の実際

1 実行委員会

(1) 第1回実行委員会

期 日 平成19年7月26日(木)

内 容

- ① 開会
- ② 県PTA連合会・会長あいさつ
- ③ 委員紹介

議 事

- ① 青少年を有害環境から守るための具体的な取り組みについて
 - ・ 各関係機関の推進体制
 - ・ 本事業の今年度の具体的な取り組み

(2) 第2回実行委員会

期 日 平成19年12月3日(月)

内 容

- ① 開会
- ② 実行委員長あいさつ
- ③ 親子で学ぼう情報メディア講座の実施について
- ④ 「メディア対応能力育成事業」モデル校指定について

協 議

- ① 啓発用リーフレットの作成について
- ② 実践報告書の作成について

(3) 第3回実行委員会

期 日 平成20年2月13日(水)

内 容

- ① 開会
- ② 実行委員長あいさつ

協 議

- ① メディア対応能力育成事業(モデル校)の報告
- ② 実践報告書・啓発用チラシの作成について
- ③ 今後の課題について

2 メディア対応能力育成事業

「親子で学ぼう情報メディア講座」と題して、以下のとおり実施した。

(1) 目的

情報メディアの正しい利用方法について親子で学習する。特にいじめにつながるような誹謗中傷メールの実態とその対処方法・ネット詐欺の現状・メディア利用上のモラルについてなどを中心に、多くの参加者とする。

(2) 講座参加者の募集について

募集要項を作成し各単位PTA等に配布し、講座を希望する単位PTAを募集。講座の参加者については、応募者で広報し参加希望者を募る。今回は5ヶ所で講座を実施した。

(3) 講座の内容と流れ

講座の流れについて、次のような内容を例示し、講座を実施する各単位PTAから希望を取り、講師を派遣した。

ア インターネットや携帯電話等の利用について話し合う講座

- ① メディア活用の有用性について
- ② メディアに隠された危険性について
- ③ その対処方法について
- ④ 家庭でのきまり（約束）をつくろう

イ メディアリテラシーを中心とした講座

- ① インターネットやメール等について学ぶ
- ② その利用の仕方について親子で話し合う
- ③ 注意点について発表し合い確認する
- ④ まとめ

ウ 出会い系サイトの危険性について学ぶ（中学生）

- ① 出会い系サイトによる犯罪の現状について学ぶ
- ② その対処方法について学び、家庭でできることについて話し合う

(4) 講座の講師

講師の派遣は、その希望内容により関係機関等に依頼し派遣した。

- ・ 県消費生活センター指導員
→携帯電話の利用によるトラブルとその対処方法など
- ・ 情報関連産業のエンジニア他
→携帯・インターネットの利用方法と有害サイトへの対処を主に保護者向けに説明

(5) 「親子で学ぼう情報メディア講座」の実施状況

No.	期 日	会 場	参加人数	内 容	講 師
1	平成 19 年 9 月 14 日	八代市立 第七中学校	生徒 193 人 保護者 30 人	ネットによる誹謗 中傷や詐欺の実態 と対処方法	消費生活センター 大橋むつ子
2	平成 19 年 10 月 26 日	熊本市立 桜木中学校	生徒 630 人 保護者 80 人	インターネット・ 携帯電話の利用方法	消費生活センター 石原 堅志
3	平成 20 年 1 月 21 日	熊本市立 託麻北小学校	児童 10 人 保護者 10 人	情報社会における モラルとエチケット	(株)富士通南九州システム エンジニアリング第二ソ リューション事業部地域 公共システム部 村島 亮一
4	平成 20 年 2 月 3 日	熊本市立 西山中学校	生徒 207 人 保護者 50 人	出会い系サイトの 危険性	消費生活センター 石原 堅志
5	平成 20 年 2 月 13 日	植木町 P T A 連絡協議会	子ども 60 人 保護者 120 人	インターネット・ 携帯電話にひそむ 危険性	消費生活センター 石原 堅志

(6) 講座報告

事 例 「情報メディア講座」八代市立第七中学校
 実施日 平成 19 年 9 月 14 日
 場 所 同校体育館
 対象者 生徒・保護者

■ 「情報メディア講座」講話概要

講師：熊本県消費生活センター 消費生活コンサルタント 大橋むつ子さん



- 「熊本県消費生活センター」のある場所を知っていますか？最近相談の電話は増える一方です。架空請求が自宅に届いたことがある人はいますか？これは、振り込み詐欺の一つで、県内でも年に 2 億 3 0 0 0 万円の被害が出ています。
- 寸劇（保護者 3 人のうち司会 1、母親役 1、父親役 1、教職員 1；子役）子が母親に「携帯電話を買って欲しい」とねだり、母親は心配しながらも「父親に相談してみないと…」と言葉を濁す。子は、父親にしつこくねだり、父親もいろんなトラブルや金銭面を心配しながらも、「学校に相談してみらんと…」とはっきり断言できないでいる。

- 七中として、携帯電話所持の「きまり」はどうなっているか、学校長に質問。
- 携帯電話では何ができるのか。何が可能か。大橋さんから質問。生徒の返答。
- 出会い系サイトはなぜ危険なのか。自分の個人情報を教えることになる。そこから、いろんな請求や電話が頻繁にかかるようになる。小遣い以上の契約は「未成年者」として取り消すことが可能。
- 電子商取引では、消費者にわかるように説明を明記する義務がある。18 歳以上か、契約に同意するかの再確認画面がでてくる。
- ビンテージもののジーパンをオークションで買って失敗した青年の例、アダルトサイトに3か月間 1,800 円という値段につられて毎月 6,000 円の請求が来はじめ、警察に相談を始めた 40 歳の男性の例など、具体例が示された。
- インターネットオークションの世界は、自己責任の世界であることを忘れないこと。

〈保護者感想〉

- 携帯電話については、もっと慎重に子どもと話し合ってみるべきだと思います。少しは子どもたちも理解できたと思います。
- 最近持たせたばかりの子どもがいるので、とてもためになるお話でした。携帯をしている時間が長いので、今日のお話は人ごとだとは思えません。また、あらためて子どもに話をしたいと思います。
- 最近よく「携帯貸して」と言ってくるようになりました。ゲームや音楽中心ですが、今日のお話を聞いて、自分で考えて行動してくれることと思います。
- いつか自分で持つ日がくると思いますので、今日のお話は勉強になりました。
- 今、パソコン、携帯電話があたり前のようになっている中で、簡単にトラブルに巻き込まれることも少なくありません。自分の身を守るためにも正しい使い方、実際にあった例などの話を聞いてあらためて考えさせられました。ありがとうございました。
- クーリングオフの話や「判断力、自制心、責任感の3つの持てる人は、携帯を持ってよい」などの話がありました。子どもに携帯を買ってあげようと思っていた矢先だったので、まだ持たせないでおく決心ができました。良いお話でした。
- 携帯には、利用による被害と電磁波による被害が懸念されているにも関わらず、規制が全くないのはなぜかな…と思います。（ヨーロッパでは16歳以下は持つてはいけないと聞いていましたが…。）あってもなくても困らない使い方をしたいものです。

- 家庭ではなかなかこういう話はできないので、とても良い機会を与えていただきありがとうございました。
- 携帯、今1番関心があり、心配でもあるところでしたから良かったです。契約、大人になった今でも大丈夫だろうかと心配はするけれど、しっかり勉強をする機会がなくて、これを機に親子、夫婦で話をしたいと思います。クーリングオフで昔悩んだことを思い出しました。子どもに聞かせてあげたいと思います。
- 子どもにケータイを与える時の考え方が少し変わった。
- 大変勉強になった。
- とてもいい内容の講座でしたが、もっと多くの参加者があったらいいと思いました。親として、今の子どもたちの考え方、思い等をメディアではなく、生で接する必要性が大だと思います。暑い中、ありがとうございました。
- 自分自身携帯を持っていてもあまり使用しないので、こんなにトラブルが発生するのだと思いました。高校生になったら欲しいと言っていますが、よく使用方法を親子で考えたいと思いました。

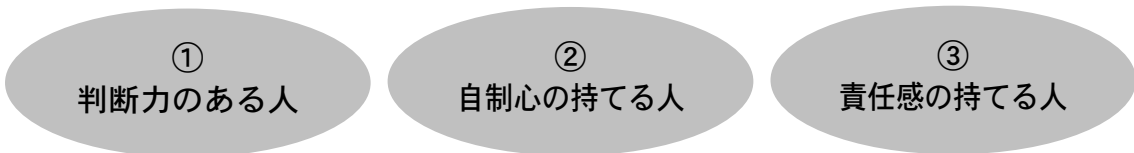
〈生徒感想〉

- 簡単にいろんなサイトに入らないように気をつけようと思いました。もしも自分が事件に巻き込まれるようなことがあっても、落ち着いて対処しようと思います。ありがとうございました。（2年男子）
- まず、そういうアダルトサイトなど、危ないところは開かないようにしようと思います。もし、そうなったら、自分で何でもしようと思わず、まず親や県消費生活センターなどに相談しようと思います。（2年女子）
- 楽しそうだから、といった気持ちだけでなく「このサイトはちゃんとしたサイトなのか」などのことも考えてアクセスする。夜遅くまで、メールやサイトで遊ばないようにする。親の同意なく変なサイトに入らないようにすることが大事だと思いました。（1年女子）
- フィルタリングサービスを設定する。フィルタリングソフトをインストールする。オークションなどの買い物は、家の人などに相談し、あまり深入りしないようにしたいと思った。（1年男子）
- あやしいサイトを見つけても絶対に入らない。サイトに入る時は、大丈夫か確かめる。パソコンや携帯は、親の目の届くところとする。親の許可なしに自分たちだけで勝手なことをしない。（2年女子）
- 大変な時だけ使う道具として使っていきたいです。大橋さんが言われたことを忘れずに活用していきたいです。20歳過ぎてからもトラブルに巻き込まれるから注意していきたいです。（2年男子）
- 私は自分の携帯電話も持っているし、家にパソコンもあるので特に注意しなければならないなあとと思いました。出会い系サイトとかに自分からアク

セスすることはまずないけれど、他のサイトを見ていて、自分も知らない間にそういうサイトに入っている可能性もあるので、そういうのには立ち入らないように気をつけたいと思います。（3年女子）

- 本当に必要な時以外は使わないのが1番だと思います。その他にも、相談所にすぐ相談できるように、番号を控えておくことも大切だと思いました。（3年女子）
- 常に自己防衛することを心がけようと思った。（3年女子）
- 知らない人には自分の個人情報絶対に教えないようにしたい。（1年女子）
- 興味本位で勝手な契約など結ばないことが大切だと思った。（3年男子）
- 「無料」とか「サービス中」などの広告は要注意と思った。（3年女子）

携帯を持ってよい人とは



この3つが無い人は、携帯は持つべからず！

- クーリングオフ制度とは…。
8日間、無条件に解約できる。請求されてもNOと言える消費者を守る権利。8日目に到着しなくても、郵便を出していれば良い。
- 頭が良くなる4つのことを実践して欲しい。
 - ①背筋を伸ばす
 - ②ぬいだ靴を並べる
 - ③テレビを消す
 - ④朝自分で起きる
- 携帯を持たせた途端、成績が下がり始めたという母親の声もよく聞く。
「子どもとしての果たすべき役割をわきまえて、生活して欲しい。」携帯を制する者は自分を制する。

(講話終了後、対保護者のみに対して、七中生徒の実情報告と質疑応答の時間を設けた)



3 啓発活動事業

(1) 啓発フォーラム

本事業における大きな啓発事業が本シンポジウムといえる。

今回は熊本県PTA研究大会の第3分科会を、有害環境対策推進の分科会として、「子どものケータイ・インターネットを考えるフォーラム」をテーマに実施した。

開催日時 平成19年11月10日(土) 9:30~12:00

場 所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村立長陽中学校体育館

主 催 熊本県青少年を取り巻く有害環境対策実行委員会

参加者 365名

▼シンポジウム関係者

コーディネーター	桑崎	剛	(南小国中学校 教頭)
パネリスト	高木	哲	(熊本県警察本部生活案全部少年課)
"	浦田	晴彦	(熊本市立長嶺中学校PTA副会長)
"	前田	健雄	(KDDI株式会社九州支社営業推進部)
"	東郷	義和	(株式会社NTTドコモ九州)
"	真島	光	(ソフトバンクモバイル株式会社販売推進部)
オブザーバー	平岡	妙子	(朝日新聞社 教育グループ記者)

〈目 的〉

子どもたちの形態電話普及率が急速に伸びている現代において、どのような使用がなされ、子どもたちがネットを利用して何を閲覧しているかという実態を知り、保護者としてメディアの光と影の部分についての認識を深めるとともに、ネット社会の今後と子どもたちを取り巻く環境についてあるべき方法を探る。

〈実施内容〉

① 実態調査アンケートの実施

- ・全生徒対象：H19年7月4日(水) 学活時にて各学級で実施
- ・保護者対象：H19年7月4日(水) 帰学活配布、6~9日回収

② アンケート集計及び分析、情報モラル学習検討会議

H19年7月10日(火) 午後 生徒及び保護者アンケートについて集計

③ 情報モラル学習(学年指導)の実施

H19年7月18日(水) 5校時 [特活]

場所：2F コミュニティホール1

対象：全校生徒

講師：桑崎教頭、杉本養護教諭

内容：携帯電話に関する基本的知識と生徒の実態についてプレゼンテーションをおこない、利用に関するメリットと諸問題について説明した。養護教諭からは健康面についての適切な利用を指導した。

④ 『中学生の携帯電話利用を考える』シンポジウム実行委員会の開催

H20年1月10日（木）午後 南小国中学校 校長室にて

⑤ 『中学生の携帯電話利用を考える』シンポジウムの実施

日時：H20年1月26日（土）午前10：30～12：30

場所：南小国中体育館

対象：南小国町及び小国町における小中高校生を有する保護者

内容：子どもたちの携帯電話における現状を理解するとともに、所持の際の留意点および家庭でのルール作りについて討議をまとめ提言する。

講師：桑崎 猛（南小国中学校教頭）

徳村代表（NPO法人"お金の学校熊本"主催） 他

(2) 啓発用チラシの作成と配布

(3) 本事業の報告書を作成し、関係機関等へ配布

(4) モデル地区指定の実施

モデル地区（単位PTA）を指定し、ある一定期間に5回の講座を開催した。指定校を阿蘇郡南小国町立南小国中学校にお願いし、同校PTAによる携帯電話の実態調査から授業時間を利用した指導の実施、その後親子・教師・地域によるシンポジウムの開催までを実施した。

〈討議内容〉

① 基調提案

（コーディネーターよりパワーポイントを用いて54シートのプレゼンを実施）

我が国政府は、情報化社会の実現を目指し、世界標準に追いつくため、西暦2000年に、e-Japan計画を内閣府および総務省を中心に発表した。

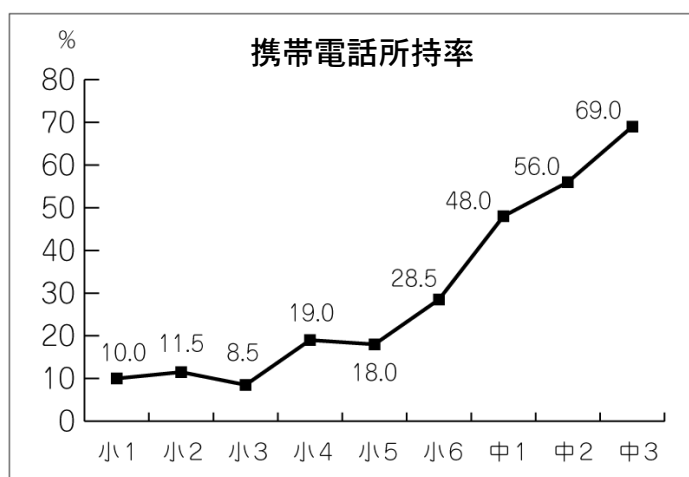
しかし、我が国におけるネット社会実現のためのインフラ整備は依然として進展が遅く、欧米は無論のこと、最近では特に韓国、中国、台湾、シンガポールをはじめとして、ベトナム、インド等、諸外国の急速なネット社会の発展に遅れをとっている現状がある。

しかしながら、ネット社会の遅れをカバーするかのとき、携帯電話によるネット利用については、日本は他国と異なった独自の発展を遂げている。特に携帯電話の使用法には、日本と他国に、大きな差異があり、以下の表の通りである。

諸外国では	第1位	第2位以降	
	通話が主である	ショートメールが一部で利用されている。 他の利用はほとんどない。	
日本では	第1位	第2位	第3位以降
	インターネットメールの利用	通話の利用	天気や交通機関等におけるウェブ検索、その他多くの機能

子どもたちを取り巻く環境も、上記の携帯電話の利用に関して大きな影響を受けている。そして、深夜にわたる友達とのメールによる送受信、出会い系サイトなどの好ましくないサイトへのアクセスによるトラブル等、安全面や健康面において、心配な要素も多い。

※下記は学年進行にともなう、最新の携帯電話所持の全国調査グラフである。



- ① 全国調査の平均のため、都市部では所持率が上がる。
- ② 高校・大学生の所持は100%
- ③ 中3の3学期では100%になる

② 各パネリストより（パワーポイントを用いたプレゼンの実施）

○県警本部 高木係長

携帯電話に関する青少年の事件や事故の報告および問題点の指摘を報告

○保護者代表 浦田さんより

親の立場として、子どもの携帯電話所持によるプラス面とマイナス面の現状を報告（1時間以上になり休憩）

○携帯電話キャリアの立場から3社の代表

携帯事業を展開する各社は、子どもたちの利用に関する問題点を認識していること。そのための対策を実施していること（フィルタリングサービス）などを紹介した。

③ オブサーバーより

○朝日新聞 平岡記者

子どものケータイ電話利用に関する特集を組んだこと。全国調査を行ったこと。

石川県には教育委員会、学校、PTAで「小中学生の携帯電話は一切禁止」その取り組みをしている町があること。神奈川県には県警にサポートセクションが新設されたことなどの報告があった。

〈今後必要とされる取り組み〉

平成19年春、日本における携帯電話は1億台を突破し、実質上の一人一台所持の時代になった。それにともない、子どもたちの携帯電話所持率の割合も時間とともに着実に増加している。文部科学省をはじめ、民間機関の春先の調査データを見れば、どの調査も、小学6年生で3割、中学3年生で7割、高校生以上は10割の所持があるとの報告がなされている。

大学生の携帯電話所持については、大学講義の受講処理やレポート作成、ウェブによる学習など、実に多岐にわたる利用をしているとの調査結果があり、なくてはならない機器となって学習にも利用されている。そして、一日の通話は僅かであるが、多くのメールやウェブの利用をしているなど、電話というよりネット端末としての利用が優位になっている現状もある。

小中高校生においても同様の傾向が見られ、学校や塾との送迎における家人との連絡手段としての利用とともに、大学生と同様にメールとウェブの機能も多く利用され、友達との連絡もメールが主となりつつある現状がある。そして、大学生とは異なり、成長過程にある小中高校生は、その利用において適切さを欠く現状も多く見られ、文部科学省、社会教育団体、携帯事業提供会社、それぞれがそれぞれの立場でこの問題についての研究が緒に就いたばかりである。

諸外国ではこれらの諸問題はあまり聞かれない。しかし、日本では、小中高校生のメールやウェブ機能の利用に関して、数々の問題が発生している現状がある。保護者や学校職員はその対応に苦慮しており、ここ数年来は大きな社会問題といえる状態ともなっている。

そこで今後の対策として、これらの諸問題の原因を調査により探り、明らかにするとともに、その改善に向けて、子どもが携帯電話を所持する場合の発達段階に応じた要点と利用に関する家庭内における必要なルール、および子ども向けの携帯電話に必要とされる機能等を明らかにすることを目的とした取り組みが必要である。

小中高校生という発達段階における子どもたちが携帯電話のメールやウェブ等の機能を利用する際に、安全に適切に利用するためには要件として何が求められるか。また、子どもに携帯電話を所持をさせる場合の保護者の心構えや対応はどのようにすればよいのか。

子どもたちにどのような事前の指導をするべきか。利用における大事なルールや約束はどのように子どもと相談すればよいかなど、所持する際のあるいは利用する際の子どもと保護者にとって最も大事とされるポイントを、主に小学生、中学生を対象に、それぞれの発達段階に応じた検討が必要である。

子どもたちのケータイ電話利用を考える

南小国中学校PTA、南小国町PTA連合会

～ シンポジウム基調提案① ～



南小国中学校 教頭 桑崎 剛

2008/4/16

南小国中学校PTAシンポジウム



2007年末 1億台突破！！

- 日本の生産年齢人口を大きく上回っている。
- まだ自分で収入を得ていない多くの子ども達にも普及し、日常的なコミュニケーションツールとして携帯電話が利用されていることを意味している。

2008/4/17

南小国中学校PTAシンポジウム



携帯(電話) → ケータイ

携帯電話の便利なポイント？ 携帯電話を保有していない小学生への調査

- ・メールができる
- ・カメラが付いている
- ・写真を送ることができる
- ・ゲームができる
- 「電話“も”できる」という回答

◎携帯電話を電話機として見ていない。
(通話よりメールが利用頻度は高い。メモリーは写真や動画で満載)

・子どもたちは、携帯電話をネットワークコンピュータとして利用している。

今の子どもたちのメディア観を反映させると、

- 通話(電話)+インターネット+デジタルカメラ
= 「ケータイ」

2008/4/17

南小国中学校PTAシンポジウム



日本の現実

- ネット社会では先進国？。
(韓国、台湾、インド、中国、香港、シンガポール、欧米から完全に遅れた)
- * 世界の常識 空港・駅・ホテルの部屋やロビー、どこでもワイヤレスLAN
- * ICTの教育利用も残念ながら。。。。。
(ICT: information communication technology)
校内LAN進捗50%、世界の学校標準からの遅れた。
(他先進諸国の学校も約100%。特に英国、韓国が進んでいる)
- ★ 特に大都市と高等学校の遅れ。
- * ついでに、国民の英語力育成も！！

2008/4/17

南小国中学校PTAシンポジウム



サンタとムーミンの国 フィンランドの現状

- * 世界で最も携帯電話が普及。

(国民一人が2.5台の所有)
(Nokia社の携帯は世界市場No.1)

- * 国際学力比較調査にて世界一を維持。
(学習意欲の高さと創造力が高い)

- * ついでに国民の皆が英語が上手。

2008/4/17

南小国中学校PTAシンポジウム



ところが、、、フィンランドでは。

- * 携帯電話→受話器である。
メールやネットも出来るが殆ど使われていない。
(旅行中: 空港・駅で誰も見かけなかった)
- * 米英、欧米諸国もほぼ同様。(例外: 韓国、中国)
(日本の3社でも技術輸出しているが、、、)

なぜ、日本だけがネット端末として発展した？

2008/4/17

南小国中学校PTAシンポジウム



なぜ、携帯電話によるメールやネットの利用が日本でだけ普及したのか？

◎必要性があった
→ネット社会・LAN普及の遅れ

- ①補う手段として？
 - ②いつでもどこでも利用可能？
- でも、実は国民性の違い、謎？？

2008/4/17

南小国中学校PTAシンポジウム



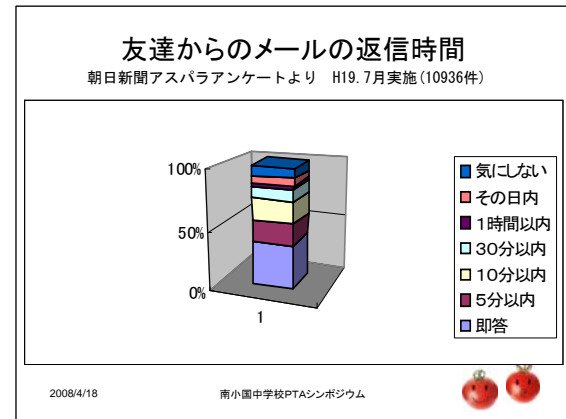
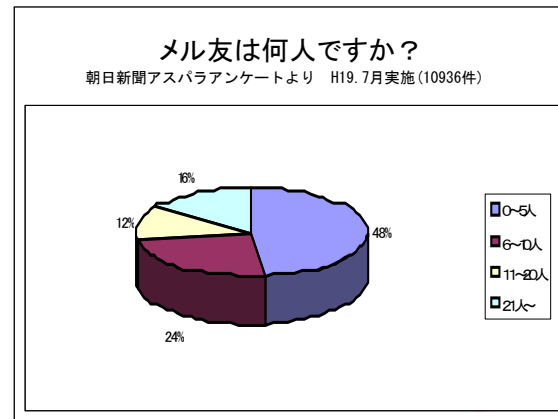
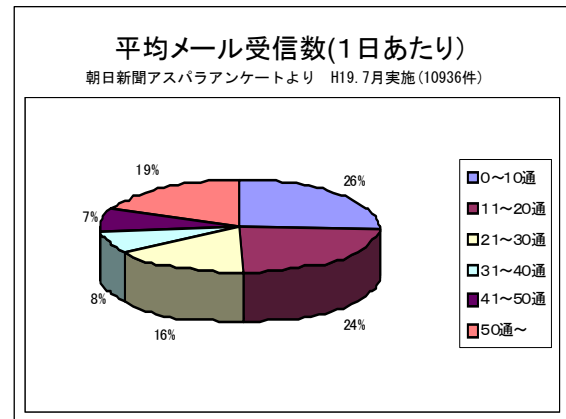
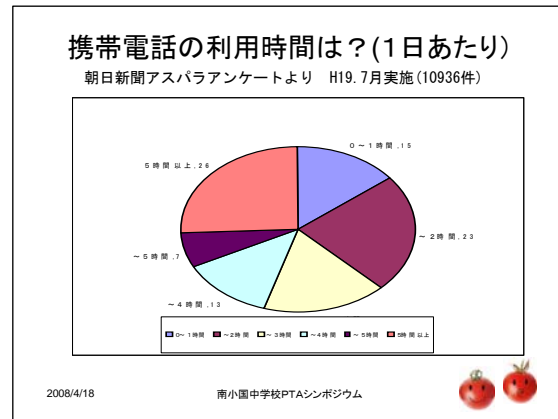
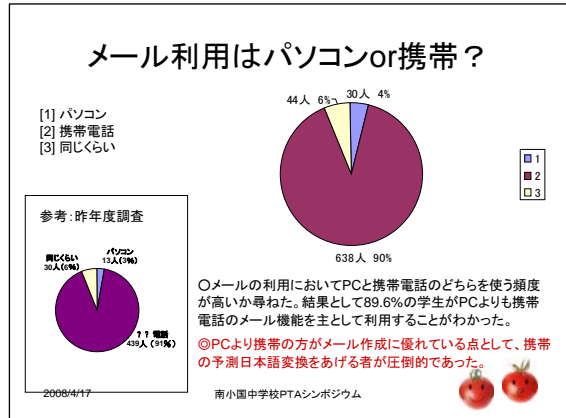
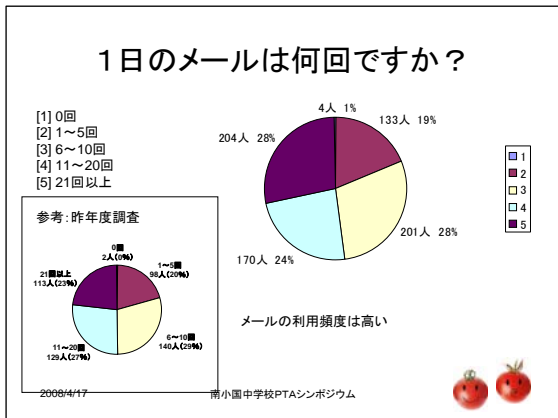
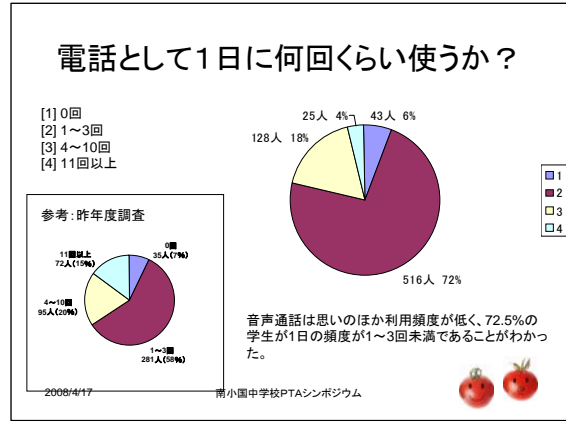
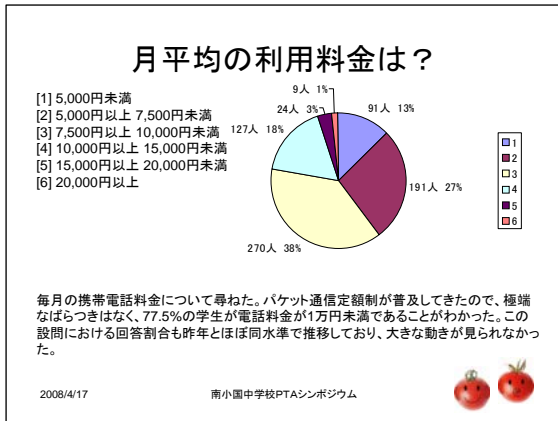
つまり、

- * 携帯によるメールやネット利用は日本独自の文化である。
- そして、
通話ではなく、メールやネット利用に多くの問題が発生している現状。

2008/4/17

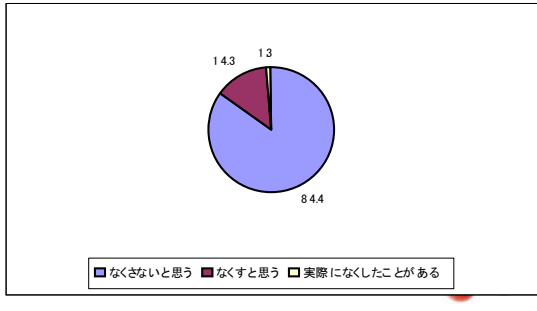
南小国中学校PTAシンポジウム





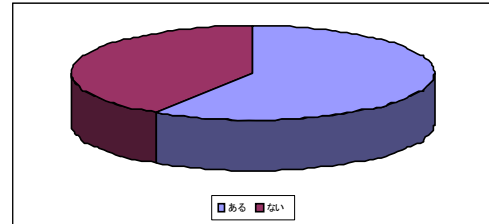
メールの返信を直ぐにしないと 友達を亡くすと思いますか？

朝日新聞アスバラアンケートより H19. 7月実施 (10936件)



携帯に振り回されていると思うことは？

朝日新聞アスバラアンケートより H19. 7月実施 (10936件)



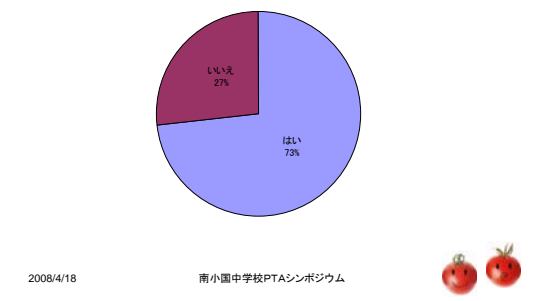
2008/4/18

南小国中学校PTAシンポジウム



不愉快なサイトにアクセスした経験は？

KLab・ポイントオン共同調査、2008.1



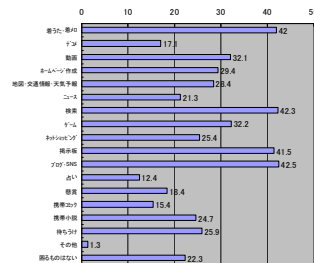
2008/4/18

南小国中学校PTAシンポジウム



アクセスが制限されて困るものは？

KLab・ポイントオン共同調査、2008.1



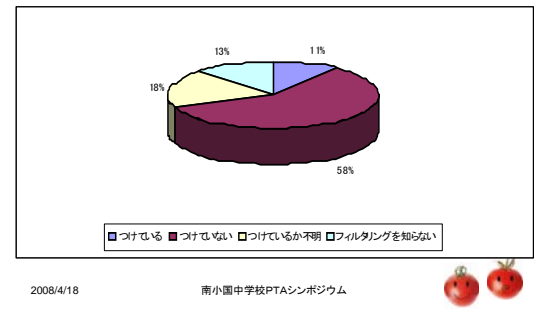
2008/4/18

南小国中学校PTAシンポジウム



お子様の携帯にフィルタリングは？

朝日新聞アスバラアンケートより H19. 7月実施 (10936件)



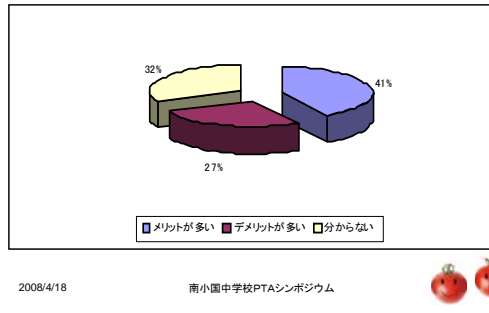
2008/4/18

南小国中学校PTAシンポジウム



子どもの携帯電話、プラス・マイナス？

朝日新聞アスバラアンケートより H19. 7月実施 (10936件)



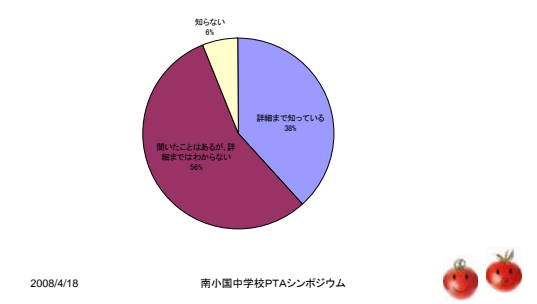
2008/4/18

南小国中学校PTAシンポジウム



フィルタリングについてご存知ですか？

KLab・ポイントオン共同調査、2008.1



2008/4/18

南小国中学校PTAシンポジウム



ケータイを持つための契約書

- _____ (子どもの名前) がケータイを持つ目的は、次の通りです。
.
- ケータイを持つにあたり、_____ (子どもの名前) は、
ケータイを使うときのルールやマナーを自ら学び、誠実に実践します。
- ケータイについての費用は、_____ (例 家族の生活費) から
やりくりします。(※だれがどのような形で負担するのか話し合います)。
- (子どもの名前) は、お小遣い帳をつけることなどにより、ケータイについての
費用を含む自分が使うお金の管理を、自ら確実にこなします。
- ※ わが家のオリジナルルールを考えてみましょう。
- _____ (子どもの名前) は、これらの約束事をきちんと行なうようベストを
尽くします。もし問題がおきた場合には、自分自身の問題として考えるとともに、
家族全員に考えてもらいながら解決します。

この契約に同意した日 _____ 年 月 日

署名(サイン)

保護者の名前 _____

子どもの名前 _____

2008/4/18

南小国中学校PTAシンポジウム



IV 事業を終えて

1 事業の成果

(1) メディア対応能力育成事業について

「親子で学ぼう情報メディア講座」として実施した。県内のPTAから講座の希望を募り5校で実施した。参加者は子ども1,100人、保護者290人の計人であった。今回も携帯電話の普及に伴う子どもたちへの弊害についてと保護者のネット社会への知識不足の解消を中心にした講座が主なものであった。

講座後、“子どものことを信用して携帯電話をもたせているが、実際にはどんな風に使っているのか料金のこと以外は何も知らない” “もっと子どもと話あいながら持たせるべき” と、いった親子のルール作りに終始したようである。

また、掲示板への書き込みやいじめにつながる誹謗中傷メールにしても発信者の特定ができることなど、子どもが加害者にならないように事前に警鐘を鳴らすなど、啓発用チラシの内容の参考にもなり大いに役立った。

(2) フォーラムについて

昨年に引き続き子どもたちの携帯電話とインターネットの利用について考えるフォーラムを実施した。昨年と同様に、携帯電話の子どもたちの利用の現状と対策について、シンポジウムを開催した。本県でも、1年の間に県下の小学生中学生ともに所持率が増加し、モバゲーなどによる新しい被害が数件、報告されるなど大人が子どもを巻き込む詐欺事件が起こっている。

携帯電話はその必要性が不可欠な物になりつつある反面、世界的に見ても日本の携帯電話によるメールの依存度は世界でも他に類を見ない。2年間継続して同様のフォーラムを実施する中で、この日本における特別な状況について家庭でいかに指導していくべきか、さらなる検討を進めていくことが必要である。

(3) 関係機関の連携の強化について

今年度から携帯電話3社を実行委員のメンバーに加えて携帯電話の及ぼす影響について様々な側面から考察を行った。そして、本県の事業が直接的な要因というわけではないが、平成20年2月から18歳未満の携帯電話の加入についてはフィルタリングが義務づけられるなど大きな進展もみられた。

残念ながら親の意識の低さについてはいまだに否めない現状があるが、本県PTAとしては今後さまざまな機会を利用して現在の実行委員の各機関はもちろんのこと適宜必要な団体と協議をすすめて日本のネット社会における光と影の共通理解と対策の推進を図らなければならない。

2 今後の課題

- 携帯電話のフィルタリングサービスの原則加入に対して、解除を申請する親がかなりの数いるようである。4月にはその比率もはっきりするようであるが子どもの携帯電話の利用についての指導方法を、保護者向けに啓発を続ける必要がある。
- 子どもたちへインターネットとの向き合い方について各機関が連携してきちんと指導しなければならない
- ネット社会におけるモラル・エチケットの再認識は子どもにも保護者にも共通して必要とされる課題である。

V 資料

熊本県青少年を取り巻く有害環境対策実行委員会設置要項

(目 的)

第1条 子どもたちの健全な成長に大きな影響を及ぼしているインターネットをはじめとするメディア上の有害情報への対策を推進する事業の適切な実施を図るため熊本県青少年を取り巻く有害環境対策実行委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 事業の計画の策定に関すること
- (2) 事業の成果の検証及び報告書の作成に関すること
- (3) その他、事業の推進に必要な事項に関すること

(組 織)

第3条 委員会は、委員 25 名以内で組織する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長をおき、熊本県 P T A 連合会長がこれを兼務する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する
- 3 委員長が不在の時は、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という）は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長とする

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、熊本県 P T A 連合会に置く。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する

この要項は、平成 17 年 4 月 1 日一部改正。同施行
この要項は、平成 18 年 4 月 1 日一部改正。同施行
この要項は、平成 19 年 4 月 1 日一部改正。同施行

平成 19 年度 熊本県青少年を取り巻く有害環境対策実行委員名簿

No.	構成	氏名	所属等
1	P T A 関係	曾我 邦彦	熊本県 P T A 連合会長
2		木村 照一	熊本県 P T A 連合会広報担当副会長
3		東 昌子	熊本県 P T A 連合会広報委員長
4		川越 俊一	熊本県 P T A 連合会広報副委員長
5		井手口次男	熊本県 P T A 連合会広報委員
6		平江 透	熊本県 P T A 連合会広報委員
7		亀原 了円	熊本県公立高等学校 P T A 連合会長
8		吉本 正剛	熊本県私立中学高等学校振興協議会会長
9	警察関係	高木 哲	熊本県警察本部生活安全部少年課少年サポートセンター第一係長
10	行政関係	緒方 明治	熊本県教育庁義務教育課教育審議員
11		野尻 絹子	熊本県教育庁社会教育課課長補佐
12		戸田 俊文	熊本県立教育センター教育工学室長
13		宮田 敏郎	熊本県教育庁教育政策課指導主事
14		井上 賢二	熊本県環境生活部交通・くらし安全課青少年班長
15	学校教育	山中 守	熊本大学教育学部教授
16		高崎 道男	熊本県小学校長会生徒指導委員長（山ノ内小学校長）
17		齊藤 公拓	熊本県中学校長会生徒指導委員長（北部中学校長）
18		鶴田 憲平	熊本県学校等警察連絡協議会会長（県立熊本農業高等学校長）
19		桑崎 剛	日本教育工学協会理事（南小国町立南小国中学校教頭）
20	企 業	龍 秀樹	(株)NTTドコモ九州熊本支店販売部販売企画担当課長
21		真島 光	ソフトバンクモバイル(株)販売推進部・九州販売推進課長
22		自見 芳剛	KDDI株式会社 a u 熊本支店
23	事務局	上村 秀章	熊本県社会教育課社会教育主事
24		吉田 晃	熊本県 P T A 連合会事務局長
25		後藤 智子	熊本県 P T A 連合会職員

熊本県青少年を取り巻く有害環境対策実行委員会（熊本県P T A連合会内）

〒860-0842 熊本県熊本市南千反畑町3-7 県総合福祉センター4階

TEL (096) 354-5919 FAX (096) 354-5913